

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公表番号】特表2009-543858(P2009-543858A)

【公表日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2009-520129(P2009-520129)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/32	(2006.01)
A 6 1 P	25/34	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 P	25/02	(2006.01)
A 6 1 K	31/221	(2006.01)
A 6 1 K	31/167	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 P	25/04
A 6 1 P	25/32
A 6 1 P	25/34
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	25/18
A 6 1 P	25/22
A 6 1 P	25/24
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/08
A 6 1 P	25/02
A 6 1 K	31/221
A 6 1 K	31/167

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月13日(2010.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬的に許容され得るキャリアと、有効成分として、第2の化学的成分に共有結合により連結される第1の化学的成分を含む化学的コンジュゲートとを含む医薬組成物を、疼痛の治療における使用のために、包装材に詰められ、包装材の中または表面において印刷により特定されて含む製造物であって、前記第1の化学的成分が、向精神性薬物およびGABAアゴニストからなる群から選択され、さらには、前記第2の化学的成分が有機酸であり、前記有機酸は、向精神性薬物がそれ自体で投与されるときの向精神性薬物により誘導される治療効果を高めるように選択される、製造物。

【請求項2】

医薬的に許容され得るキャリアと、有効成分として、第2の化学的成分に共有結合により連結される第1の化学的成分を含む化学的コンジュゲートとを含む医薬組成物を、嗜癖障害の治療における使用のために、包装材に詰められ、包装材の中または表面において印刷により特定されて含む製造物であって、前記第1の化学的成分が、向精神性薬物およびGABAアゴニストからなる群から選択され、さらには、前記第2の化学的成分が有機酸であり、前記有機酸は、向精神性薬物がそれ自体で投与されるときの向精神性薬物により誘導される治療効果を高めるように選択される、製造物。

【請求項3】

前記第1の化学的成分が、抗うつ剤、抗てんかん薬物、およびGABAアゴニストからなる群から選択され、さらには、前記第2の化学的成分がGABAおよびR-C(=O)-（式中、Rは、3個～5個の炭素原子を有するアルキルである）からなる群から選択される、請求項1または2に記載の製造物。

【請求項4】

前記第2の成分はさらに、それ自体で投与されるときの前記向精神性薬物または前記GABAアゴニストにより誘導される有害な副作用を軽減するように選択される、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項5】

前記第2の化学的成分はGABAアゴニストである、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項6】

前記第2の化学的成分は、カルボン酸エステル結合、アルキルオキシカルボン酸エステル結合、アミド結合、イミン結合およびチオエステル結合からなる群から選択される結合により前記第1の化学的成分に共有結合により連結される、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項7】

前記向精神性薬物は抗うつ剤または抗てんかん薬物である、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項8】

前記第2の化学的成分はGABAアゴニストである、請求項7に記載の製造物。

【請求項9】

前記向精神性薬物は、ノルトリプチリン、フルオキセチンおよびバルプロ酸からなる群から選択される、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項10】

前記第1の化学的成分はGABAアゴニストである、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項11】

前記第2の化学的成分はGABAである、請求項9または10に記載の製造物。

【請求項12】

前記化学的コンジュゲートは、GABAオキシメチルGABA、GABAオキシメチルバルプロエート、フルオキセチン-GABA、およびノルトリプチリン-GABAからなる群から選択される、請求項1～3のいずれかに記載の製造物。

【請求項13】

前記疼痛は慢性疼痛である、請求項 1，3～12のいずれかに記載の製造物。

【請求項 14】

前記慢性痛は神経障害性の疼痛または侵害受容性の疼痛である、請求項 13に記載の製造物。

【請求項 15】

前記疼痛は急性疼痛である、請求項 1，3～12のいずれかに記載の製造物。

【請求項 16】

前記嗜癖障害はアルコール依存症または喫煙である、請求項 2～12のいずれかに記載の製造物。

【請求項 17】

第 2 の化学的成分に共有結合により連結される第 1 の化学的成分を含み、前記化学的成分のそれぞれが独立して GABA アゴニストである、化学的コンジュゲート。

【請求項 18】

前記 GABA アゴニストは、カルボン酸エステル結合、アルキルオキシカルボン酸エステル結合、アミド結合、イミン結合およびチオエステル結合からなる群から選択される結合により両者間が共有結合により連結される、請求項 17 に記載の化学的コンジュゲート。

【請求項 19】

前記結合はアルキルオキシカルボン酸エステル結合である、請求項 18 に記載の化学的コンジュゲート。

【請求項 20】

前記 GABA アゴニストのそれぞれが - アミノ酪酸 (GABA) である、請求項 17 に記載の化学的コンジュゲート。

【請求項 21】

請求項 17 に記載の化学的コンジュゲートを有効成分として含み、かつ、医薬的に許容され得るキャリアを含む医薬組成物。

【請求項 22】

CNS 疾患または CNS 障害の治療における使用のために、包装材に詰められ、前記包装材の中または表面において印刷により特定される、請求項 21 に記載の医薬組成物。